

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

2

健康保険・厚生年金保険の加入もれはありませんか

2013 February
NO.415

- 年金と税金
- 国民年金保険料は口座振替が便利です
- 職場の健康づくりを応援します



「初雪とさざんか」（撮影・茨城県立歴史館）：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

健康保険・厚生年金保険の加入もれはありませんか

パート・派遣・外国人従業員の皆さまも健康保険・厚生年金保険の加入者となります

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に常時使用され、報酬を受けている人は、国籍・年齢・給料の多少・年金受給の有無などに関係なく、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

ただし、適用事業所に使用されていても、七十歳に達した人は厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。

また、健康保険は七十五歳に達すると資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。



パートの従業員は

「日または一週間の勤務時間」および「ヶ月の勤務日数」が、その事業所と同じような仕事をしている一般従業員のおおむね四分の三以上ある場合は、パート従業員も被保険者となります。

ただし、日々雇い入れられる人や季節的業務に使用される人は、被保険者となりません。

労働者派遣会社からの従業員は

派遣された先で就労しますが、派遣元が労働者派遣契約に基づき労働者を派遣し、報酬を支払っていることから、雇用関係は派遣元と労働者との間に存在することになります。

そのため、派遣労働者に被保険者資格があれば、加入手続きは派遣元の事業主が行うことになります。

外国人の従業員は

適用事業所で適法に常時使用されている外国人も、国籍を問わず健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

年金と税金

年金収入は雑所得

国民年金厚生年金などの老齢および退職を支給事由とする年金は所得税法により雑所得となり、支払年金額が五八万円以上（六十五歳未満の人は一〇八万円以上）の場合は所得税がかかります。

所得税には各種の控除があり該当する方は「扶養親族等申告書」を提出し控除を受けることになります。各種控除は次のとおりです。

- ① 公的年金等控除および基礎控除相当
- ② 配偶者控除相当
- ③ 扶養控除
- ④ 障害者控除
- ⑤ 寡婦控除または寡夫控除

復興特別所得税

平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に生じる所得について、源泉所得税を徴収する際、併せて二・一％相当額の復興特別所得税が源泉徴収されます。

確定申告が必要な方は

公的年金等の収入金額が四〇〇万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が二〇万円以下の場合などは、確定申告書の提出が不要となりますが、次のような方は確定申告が必要となります。

- ① 扶養親族等申告書を提出しなかったり、提出した後扶養親族等の人数に変更がある方
- ② 年金以外に収入（給与等）がある方
- ③ 他の公的年金の支払いを受けている方
- ④ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

確定申告の提出は

確定申告は二月十八日から三月十五日までの間に住所を所管する税務署等で行います。必要なものは次のとおりです。

- ① 源泉徴収票（日本年金機構から交付されたもの）

※前記以外の年金収入や給与収入がある人は、それらの源泉徴収票も必要です。

- ② 生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合は、その証明書や領収書
- ③ 確定申告の用紙（税務署におたずねください）
- ④ 印鑑

※詳しいことは税務署におたずねください。

源泉徴収票

Q 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか？

A 源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や年金から差し引いた所得税などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

Q 二月になっても源泉徴収票が届かないときは？源泉徴収票を紛失した、又は確定申告で使った後、再び必要になったときは？

A 老齢の年金を受けている方には、今年は一月十六日に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。

源泉徴収票が送付されない場合は、**ねんきんダイヤル(057-0-051165)**にお電話をいただければ、源泉徴収票を再交付し、ご本人宛にお送りいたします。

お電話をいただいてから源泉徴収票を送付するまで、通常二週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターに來訪いただけますようお願いいたします。

いたします。

ご本人が來訪される場合は、年金証書等をご持参ください。

その他の方が來訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほかに、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

その他に窓口交付を行う場合は、交付物の搾取を防止するため、**顔写真により本人または代理人（受任者）と確認ができるものの提示**をお願いします。

なお、障害年金・遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行いません。



◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の納付は「口座振替（口座引き落とし）」が "便利"で"お得"です！

安心

自動引き落としで納め忘れの心配がありません

便利

金融機関等に行く手間と時間が省けます

簡単

1度の手続きでOK
手数料もかかりません

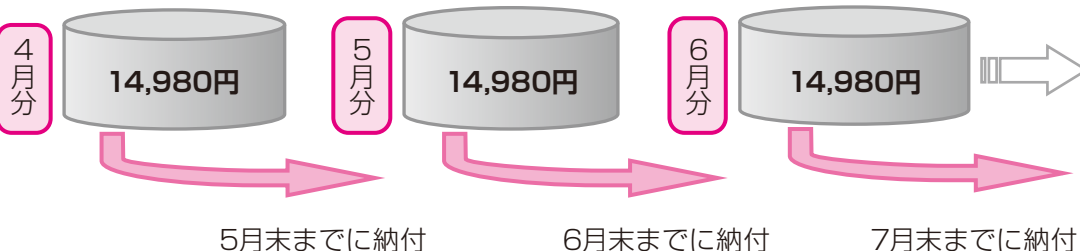
お得

早割・前納を利用して
お得な割引

当月末の
口座振替
【早割】

保険料を当月末の口座振替 **【早割】** にすると
月々50円（年間600円） のお得！

毎月、現金で
納付する場合



口座振替 **【早割】**
にした場合
(5月分からの例)



★月末が休日の場合は、翌営業日が引き落とし日となります。

◎原則として、初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2ヶ月分の保険料の引き落としとなります。その後は当月分（50円割引）の1ヶ月分の引き落としとなります。

◎保険料額は平成24年度の額です。（平成25年度保険料額は変更となる予定です）

☆☆ お申し込み方法 ☆☆

◎ 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、お近くの年金事務所の窓口にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

◎ 前納のお申し込みは、①1年度分及び上期6ヶ月分（4月分～9月分）は**2月末まで**に、また、②下期6ヶ月分（10月分～翌年3月分）は**8月末まで**に、お近くの年金事務所にお申し込みください。

1年度分または6ヶ月分の 口座振替による前納は『もっとお得です』

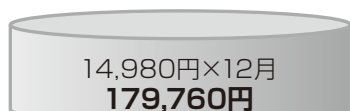
- 口座振替が開始されるまで、お申し込み後2ヶ月程度かかります。お申し込みはお早めをお願いします。
- すでに口座振替で前納されている方（引き続き第1号被保険者である方）は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。
- 保険料額は平成24年度の額です。（平成25年度保険料額は変更となる予定です）

1年度分の 口座振替前納

1年度分（4月分～翌年3月分）の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、

年間3,770円の割引になります。

1年度分保険料
（現金月々払い）



月々翌月末までに納付



1年度分保険料
（口座振替前納）

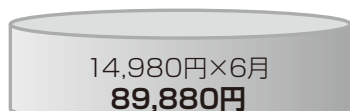


4月末に一括引き落とし

6ヶ月分の 口座振替前納

6ヶ月分（4月分～9月分、10月分～翌年3月分）の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、それぞれ**1,020円（年間2,040円）**の割引になります。

6ヶ月分保険料
（現金月々払い）



月々翌月末までに納付



6ヶ月分保険料
（口座振替前納）



- 4月分～9月分は4月末に一括引き落とし
- 10月分～翌年3月分は10月末に一括引き落とし

※月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

※原則として、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込まれた方は13ヶ月分（3月分+4月分～翌年3月分）を、6ヶ月分の前納を申し込まれた方は7ヶ月分（3月分+4月分～9月分）または（9月分+10月分～翌年3月分）の保険料を引き落とさせていただきますので残高不足にご注意ください。

平成24年度国民年金保険料納入額早見表（現金納付・口座振替比較）

■ 平成24年度 ■	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付（納付書による現金納付 及び翌月末振替の口座振替）	14,980円	—	89,880円	—	179,760円	—
毎月お得 毎月振替・【早割】 （当月末振替の口座振替）	14,930円	50円	89,580円	300円	179,160円	600円
6ヶ月前納（現金納付）	—	—	89,150円	730円	178,300円	1,460円
6ヶ月前納（口座振替）	—	—	88,860円	1,020円	177,720円	2,040円
1年前納（現金納付）	—	—	—	—	176,570円	3,190円
最もお得 1年前納（口座振替）	—	—	—	—	175,990円	3,770円

※一部納付（一部免除）されている方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のみのご利用となります。

『クレジットカード納付』について

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。（クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。）

クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所へお申し込みください。なお、クレジットカード納付では口座振替による毎月振替【早割】はご利用できません。また、6ヶ月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

職場の健康づくりを応援します

(一財)茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っております。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

体力づくり 講習会

健康運動指導士を派遣し、
健康体操等の講話や
実技指導を行います。

健康づくり 講習会

管理栄養士等を派遣し、
ご希望に応じたテーマで
講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

費用は 無料

(一財)茨城県社会保険協会
が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて(一財)茨城県社会保険協会へ申し込みください。
なお、講師の都合等ありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

お問い合わせ お申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
TEL/029-226-8005 FAX/029-231-2522

一般的な年金相談に関するお問い合わせ (東日本大震災で被災された方のお問い合わせもお受けいたします) 「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050または070から始まる
電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間： 月 曜 日 午前8：30～午後7：00
火～金曜日 午前8：30～午後5：15
第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)から
おかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6700-1165」の一般電話におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び 「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050または070から始まる
電話でおかけになる場合は

03-6700-1144 (一般電話)

受付時間： 月～金曜日 午前9：00～午後8：00
第2土曜日 午前9：00～午後5：00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)から
おかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6700-1144」の一般電話におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。